

日本学術会議

会長 梶田 隆章 様

令和3年8月5日

古関東深海盆ジオパーク推進協議会

日本学術会議に係わる国際的な研究不正への対応の再度のお願い

猛暑の候、貴会に於かれましては益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

古関東深海盆ジオパーク推進協議会（以下、「本協議会」）は、去る2020年12月23日に「日本学術会議に係わる国際的な研究不正への対応のお願い ―地質年代『チバニアン』に関わる特定不正行為の疑いと貴会委員会の対応について―」という題名の文書を貴会会長である梶田隆章様に宛てて送付いたしました。

送付した文書（以下、「前回文書」）の要約は以下の通りです。

- ・地質年代『チバニアン』を提案した GSSP 申請グループの4論文について研究上の不正行為（捏造・改ざん）の疑いがあるが、本協議会の疑いに対して貴会の地球惑星科学委員会 IUGS 分科会（第24期・第2回）から『科学的にも問題が無い』との声明が出された。本協議会は IUGS 分科会に対して声明に対する根拠の説明を求める文書を送付したが返答が無いため、貴会から IUGS 分科会に対して返答を促して頂くよう要望する。研究不正の疑いの概要と時系列については、添付資料1または本協議会へのリンク(<https://www.paleokantogeo.org/wp-content/uploads/2021/07/jikeiretsu2021.pdf>)を参照頂きたい。
- ・IUGS 分科会のみならず貴会においても本当に『科学的にも問題が無い』ものかどうか検討及び返答を求めると同時に、本協議会が不正の疑いを告発した研究機関の予備調査委員会による「結論に影響を与えるものではないから研究不正ではない」、「掲載済みの論文に対する不正の疑いは学術誌の編集委員会の責任において行われるべき」という回答に対する貴会の見解を伺いたい。
- ・今回の研究不正の疑いは、日本の研究公正システムの盲点を突いた点が特徴的でありこれを踏まえた研究不正防止及び研究公正向上に繋がる5つの提言を行った。貴会においても政策提言等をもって広く周知し、日本の研究公正の質を担保して頂きたい。

しかしながら、上記の科学的な問題提起に対して今日に至るまで貴会から何のご返答も頂けておりません。また「チバニアンの提案について科学的にも問題が無い」と判断した貴会の地球惑星科学委員会 IUGS 分科会からも依然として判断の根拠について返答を頂けておりません。

返答を頂けていない点を踏まえ、本文書では貴会に以下の 2 点を再度要請いたします。

- ① 地球惑星科学委員会 IUGS 分科会に対して、GSSP 提案申請書に用いられた論文に関する不正行為の疑いについて、なぜ「科学的にも問題が無い」と考えたのか根拠を示す様に指示すること。
- ② 本協議会が貴会宛に送付した前回文書に対して検討・返答すること。

また前回文書につきまして、その後の論文の詳細調査により古地磁気データの削除に関する不正行為（改ざん）を疑う根拠が新たに確認されましたので次ページ以降にその内容をお伝えいたします。

この不正行為を疑う根拠も踏まえた上で、再度ご検討頂きます様よろしく願います。

なお、本文書につきましても前回文書と同様に、ご不明な点等ございましたら kokantoshinkaibon@gmail.com までご連絡頂きます様よろしく願います。

【古地磁気に関する特定不正行為を疑う根拠の補足】

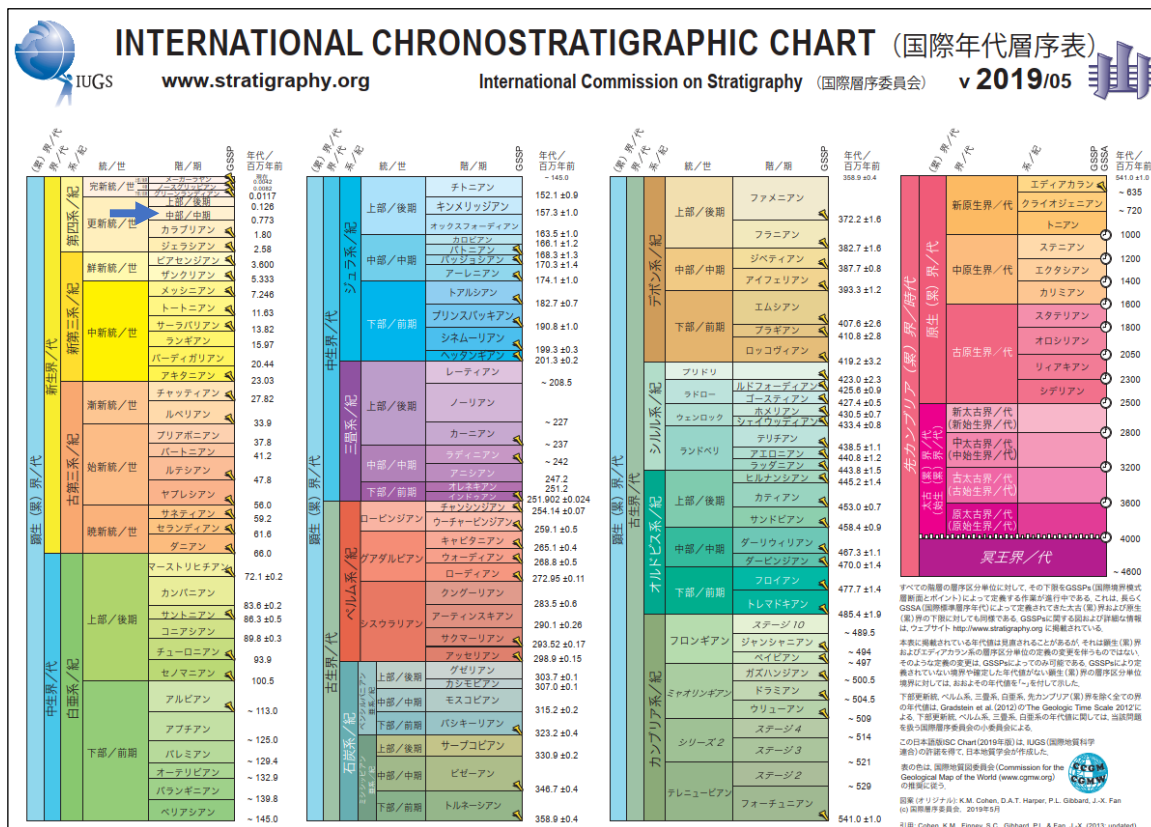
前回文書では「② 特定不正行為の疑いの内容」の「B) 古地磁気データ及びグラフの特定不正行為（改ざん）の疑い」において、[Okada et al.\(2017\)](#) Additional file 1 には記載されている3試料分の古地磁気データが Fig.6 および Fig.9b の古地磁気グラフでは削除されていること（改ざんの疑い）を指摘した。

3 試料を削除することにより Okada et al.(2017) Fig.6 のグラフ上で 3.5m 分のデータの重複（高さ 2.7~6.1m 区間と 6.2~9.6m 区間※¹の重複）がある様に見せ、[Suganuma et al.\(2018\)](#)と後続の論文および GSSP 提案申請書で 6.2~9.6m 区間を削除する事を意図した改ざん行為である点を指摘してきたが、本文書では「6.2~9.6m 区間を削除することにより、GSSP 提案申請、とりわけ地磁気逆転の年代決定にどのような利益があると考えられるのか」について述べる。

なお、これから述べる内容は情報・システム研究機構（国立極地研究所）及び茨城大学予備調査委員会が述べた「指摘の齟齬により結論に影響を及ぼすものではないため研究不正ではなく、本調査は不要である」との回答に対する反証も兼ねている事を了承頂きたい。

※1 本文書の高さ(m)表記は告発対象の論文および GSSP 提案申請書と同様に千葉セクションの Byk-E 火山灰層を基準とした高さである。

2019 年 5 月時点の国際年代層序表（国際層序委員会(ICS)ホームページより）



(<https://stratigraphy.org/ICSChart/ChronostratChart2019-05Japanese.pdf>)

まず、前ページの表は GSSP 3 次審査が始まる前の 2019 年 5 月時点の国際層序委員会 (ICS)による年代層序表 (各地質時代の年代と名称表) である。まだチバニアンは決定していないため、当該箇所 (表の左上に加筆した矢印部分) には「中部／中期」と表示されている。

この横に「0.773」という数字があるが、これが下の「カラブリアン」との時代境界である (0.773Ma= **77.3 万年** Ma:百万年前)。

[Head and Gibbard\(2015\)](#) ^{※2}は、この時代の境界を古地磁気における松山逆磁極期とブルンヌ (ブルン) 正磁極期との境界(MBB : Matuyama Brunhes Boundary)により定め、その境界年代は同論文の Table 1 より 0.773Ma を採用したことが示されている。

2019 年 5 月以前の国際層序委員会(ICS)による年代層序表では 0.781Ma の値が採用されていたが、Head and Gibbard(2015)により、従来の 0.781Ma から 0.773Ma に変更されたものである。

ちなみに、Head and Gibbard(2015)の Head (Martin J.Head)氏は GSSP 2 次審査を行った第四紀層序小委員会(SQS)の委員長であり、かつ Suganuma et al.([2015](#) ; [2018](#) ; [2021](#))の共著者でもある。一方、Gibbard (Philip L.Gibbard)氏は GSSP 3 次審査を行った国際層序委員会(ICS)の執行役員である。両者の国際委員会における役割から見ても Head and Gibbard(2015)が GSSP 決定に及ぼす影響力は大きいと言える。

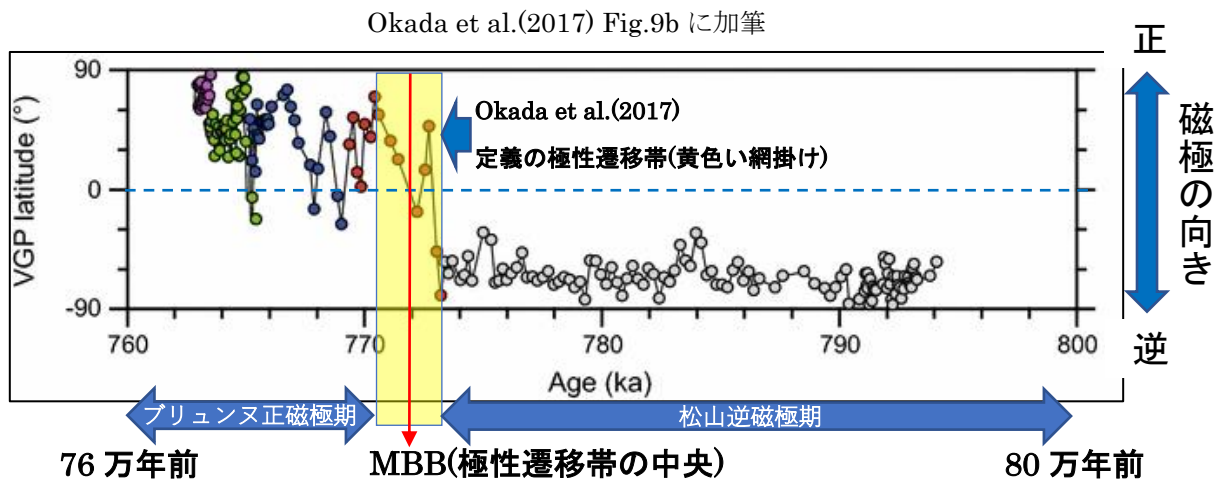
Okada et al.(2017) Fig.6 および Fig.9 における古地磁気に関する 3 試料のデータの削除 (改ざんの疑い) は、この Head and Gibbard(2015)が採用した 0.773Ma に少しでも近い MBB の年代を GSSP 提案申請書^{※3}に用いて審査を有利に進めようとした為に行われたと考えられる。

次ページからは Okada et al.(2017)の古地磁気について詳しく述べる。

※2 Head and Gibbard(2015) : Head and Gibbard Quaternary International 389,7-46. (Early-Middle Pleistocene transitions: Linking terrestrial and marine realms)

※3 GSSP は 1 次審査(2017 年)、2 次審査(2018 年)、3 次審査(2019 年)、最終審査 (2020 年)の 4 段階を経て決定されている。各審査で実際に用いられた提案申請書は 2021 年時点においても全て非公開とされている。非公開の理由および詳細については本文書の最後に述べる。

本文書で述べる「GSSP 提案申請書」とは、[日本地質学会が出版する「地質学雑誌 第 125 巻 第 1 号\(2019 年 1 月\)」に GSSP 申請グループが寄稿した「提案書の要約」を指す。](#)



上図は 3 試料分のデータが削除された Okada et al.(2017) Fig.9b の古地磁気グラフである。縦軸は地磁気の緯度、横軸は年代 (ka:1000 年前) を示す。

Okada et al.(2017) の論文定義によると、古地磁気の逆転プロセスを示す「極性遷移帯」は 0.25m~1.95m の範囲であるが、Additional file 1 のデータ表からこの範囲を年代に換算すると 770.4ka~773.2ka の 2800 年分の期間となる(上図の黄色い網掛け範囲)。そして、松山逆磁極期とブリュンヌ正磁極期の境界、すなわち MBB を極性遷移帯の中央である 771.7ka と位置づけ、「[Channell et al.\(2010\)](#)^{※4}が示す極性遷移帯の期間 2900~6200 年、および MBB(773.1ka)と整合的である」と論文中に結論付けられている。

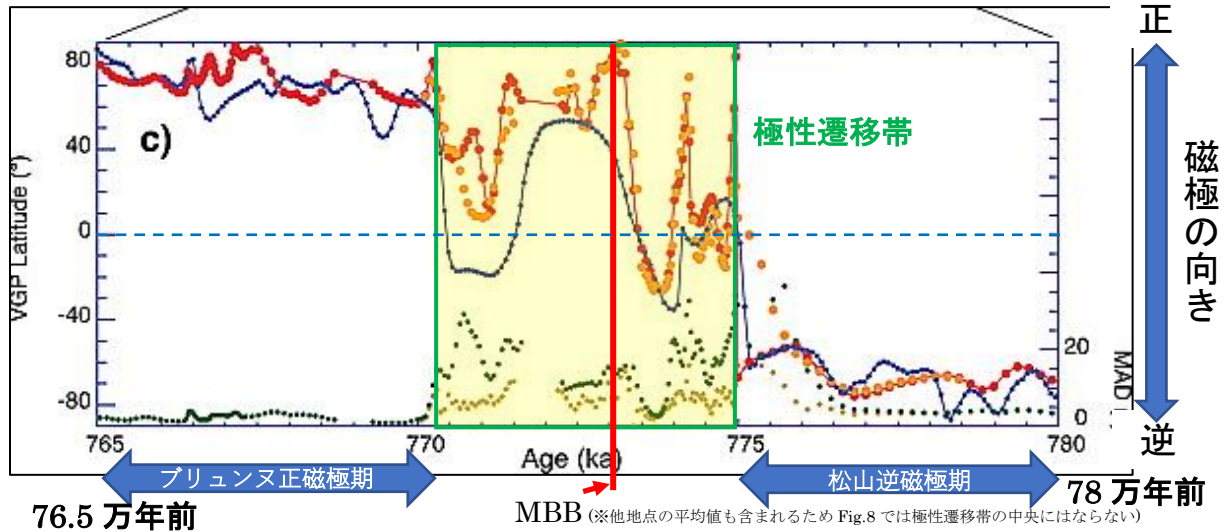
しかし上図の Okada et al.(2017) Fig.9b を見ると、ブリュンヌ正磁極期初期において古地磁気の緯度が数回 0° を超えて逆磁極側に遷移しており、この点が Channell et al.(2010)の極性遷移帯の定義とは異なる。次ページに示す Channell et al.(2010) Fig.8 では、逆磁極側に遷移する場合はまだ極性遷移帯プロセスの最中である事が示されている。

Channell et al.(2010)は、北大西洋における 5 地点の海底ボーリング掘削試料から得られた古地磁気の測定と酸素同位体比層序に基づく各地層の年代が決定されており、極性遷移帯の期間と MBB の年代が報告されている。調査手法が近い点から Okada et al.(2017)においても比較対象として引用されている。

※4 Channell et al.(2010) : Channell et al. *Geochemistry Geophysics Geosystems* 2010 Volume11 (Reconciling astrochronological and ⁴⁰Ar/³⁹Ar ages for the Matuyama-Brunhes boundary and late Matuyama Chron)

Channell et al.(2010) Fig.8 c) に加筆

※黄色の網掛けで示した極性遷移帯は Channell et al.(2010) Table 1 に示されている期間に基づき加筆



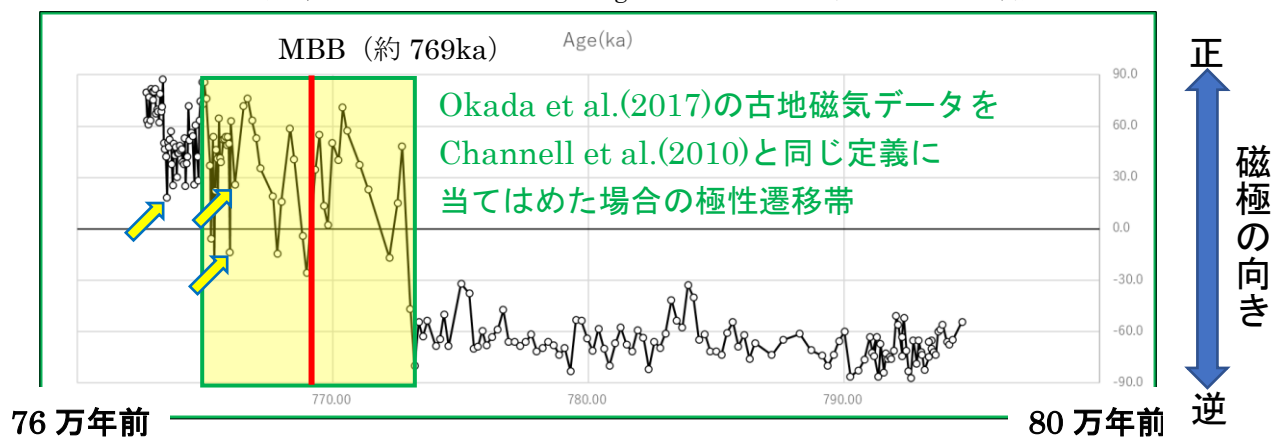
上図は Channell et al.(2010) Fig.8 c)である。Okada et al.(2017) Fig.9b と同様に縦軸が古地磁気の緯度、横軸が年代(ka)を示す。青いマーカーは ODP Site 983、赤と橙色のマーカーは ODP Site 1063 という地点の古地磁気データであり、緑色の枠（黄色の網掛け範囲）は Channell et al.(2010) Table 1.で示されている年代に基づき加筆した極性遷移帯の期間である。

見ると、松山逆磁極期から磁極の向きが一旦正磁極側に遷移するものの、再度 0° 付近に遷移する期間はまだ極性遷移帯であると見なされており、正磁極側で安定した値が連続することで初めてブリュンヌ正磁極期であると見なされている。このブリュンヌ正磁極期の初期における磁極の向きの安定性の定義が Okada et al.(2017)のそれとは異なる。

GSSP の 1 次審査委員の中には Channell et al.(2010)の査読者あるいは論文を良く知る研究者が居る可能性もあり、これまでに述べた Okada et al.(2017)の極性遷移帯の定義が Channell et al.(2010)とは異なる点に審査過程で気づかれる可能性もある。

仮に Okada et al.(2017)の古地磁気グラフを 3 試料分削除（改ざん）せず正しく作図し、Channell et al.(2010)と同じ極性遷移帯の定義に当てはめて比較するとどのような結果が導かれるのか、次ページから検証を行った。

Okada et al.(2017) の古地磁気データ表から本協議会が作図したグラフ
(3つの矢印は Okada et al.(2017) Fig.6 および 9b で削除された3試料)



上図は本協議会が Okada et al.(2017) Additional file 1 (古地磁気データ表) から作図した古地磁気グラフである。

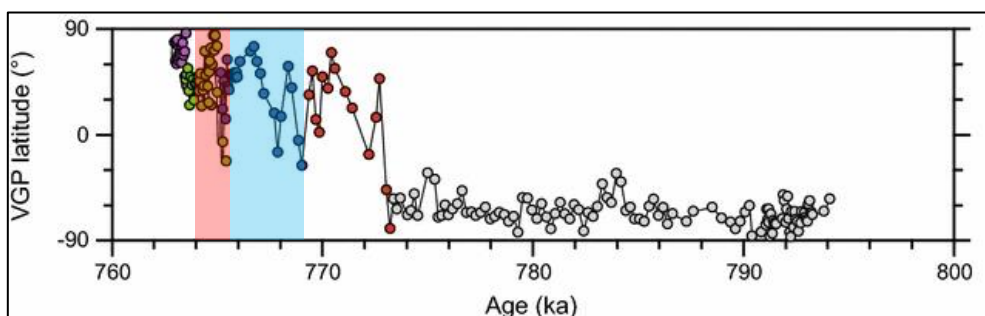
Channell et al.(2010)と同じ定義、すなわち磁極の向きが一旦正磁極側に遷移するものの安定せず、再度 0° 付近に遷移する場合はまだ極性遷移帯の期間内であると見なした場合、上図グラフに極性遷移帯を割り当てるとその期間は Okada et al.(2017)本文で示された 2800 年ではなく、765.1ka~773.2ka の約 8100 年となる。また、極性遷移帯の中央である MBB は Okada et al.(2017)が示す 771.7ka ではなく約 769ka になり、いずれも Channell et al.(2010)が示す極性遷移帯の期間 2900~6200 年、および MBB(773.1ka)から乖離してしまう。また、Head and Gibbard (2015)が採用した MBB(773ka)からも乖離する。

Head and Gibbard(2015) Table1 によると、極性遷移帯の期間については世界各国の論文で様々である。短いところではイタリア中部の Sulmona 盆地を調査した [Sagnotti et al.\(2014\)](#)が示す 100 年以下、長いところでは南極の EPICA Dome C 氷床コアから得られた Dreyfus et al.(2008)の 12000 年と多様である。Head and Gibbard(2015)では、どの極性遷移帯の期間を採用するかについては述べられておらず、このことからむしろ重要なのは極性遷移帯の期間の長短よりも、GSSP の決定要件となる MBB の年代であると言える。

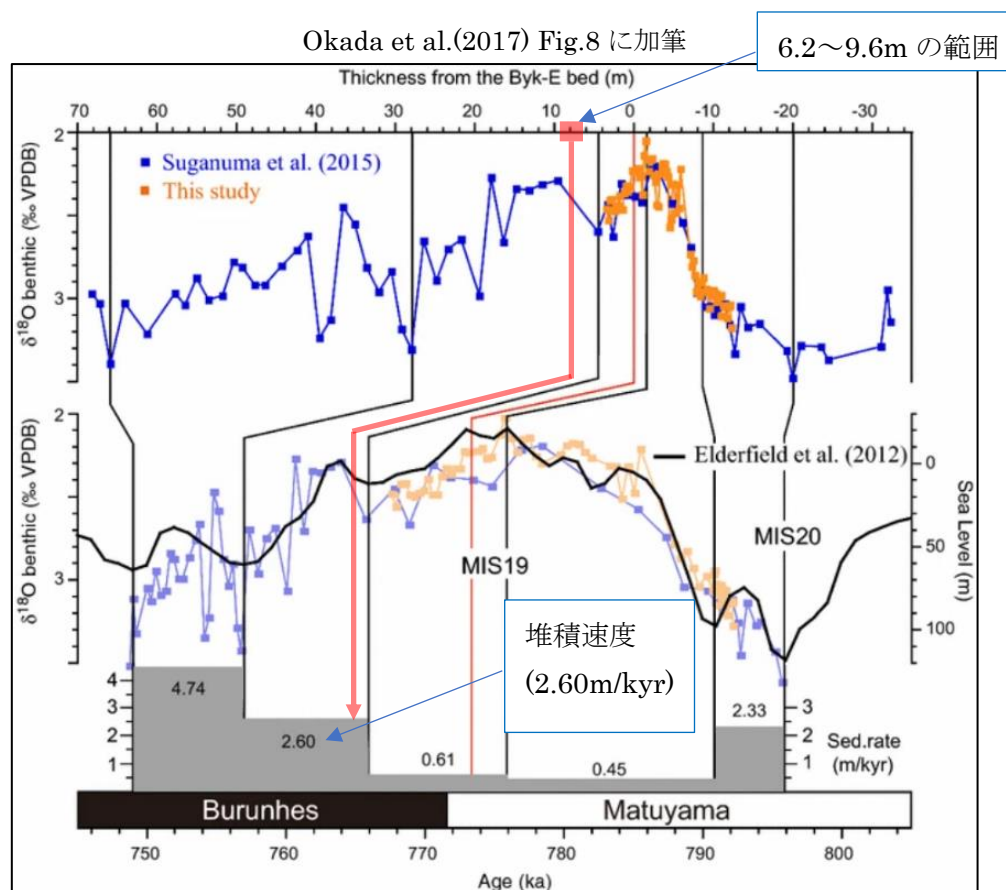
また Head and Gibbard(2015) Table1 には MBB を研究した過去の各論文における MBB 年代がまとめられているが、その範囲は 770~787ka である。そのため日本の申請グループが既存の論文 Channell et al.(2010)および Head and Gibbard(2015)と乖離する MBB(上図が示す約 769ka)を GSSP 提案申請書に用いれば、審査で不利になる可能性もある。

そこで、MBB を 773ka に近づけるために二段階の不適切な行為が行われたと考えられる。第一段階として、Okada et al.(2017)では次ページ以降に示す 3 試料のデータ削除(データの改ざん行為)が行われたと考えられる。

Okada et al.(2017) Fig.9b に赤と青のレイヤーを加筆



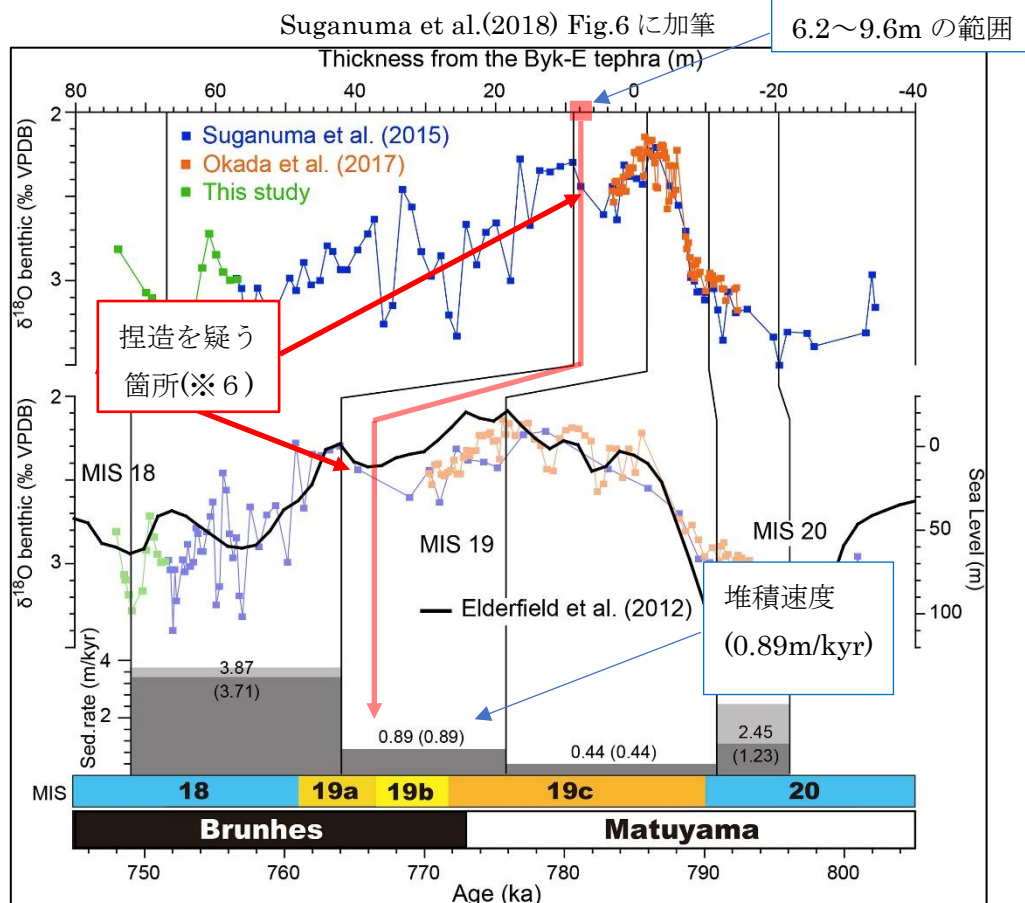
上図は Okada et al.(2017) Fig.9b に前回文書で示した「3.5m 分重複している」と GSSP 申請グループが述べている範囲を赤と青のレイヤーで示したものである。赤いレイヤーは Suganuma et al.(2018)以降の論文と GSSP 提案申請書で削除された高さ 6.2～9.6m の区間に相当する期間である。青いレイヤーは 2.7～6.1m の区間に相当する期間である。同じ 3.5m の範囲にも関わらず両レイヤーの厚さが異なるのは両区間の地層の堆積速度(m/kyr)が異なることに由来する。



Okada et al.(2017) Fig.8 を見ると、後続の論文と提案申請書で削除された 6.2～9.6m の区間は堆積速度が 2.60m/kyr、つまり 1000 年あたり 2.60m 堆積する計算となる。

逆算すると 6.2~9.6m の区間は $3.5(\text{m}) \div 2.60(\text{m/kyr}) \div 1.3(\text{kyr})$ 、約 1300 年分の期間に相当する。これを Channell et al.(2010)と同じ条件で比較した 2 ページ前の約 8100 年の極性遷移帯の期間から差し引くと約 6800 年となり、MBB は約 770ka となる。

しかし、これでは 3.5m 分削除してもなお Channell et al.(2010)の MBB(773.1ka)、および Head and Gibbard(2015)が採用した MBB(773ka)とは乖離する。



そこで第二段階として、Suganuma et al.(2018)と後続の論文および GSSP 提案申請書では 3 試料の古地磁気データが削除された Okada et al.(2017) Fig.6 が「3.5m 分重複している」様に見えることを根拠の一つに 6.2~9.6m の区間を削除した。また、上図の Suganuma et al.(2018)Fig.6 では Okada et al.(2017)と同じ酸素同位体比データであるにも関わらず、[Elderfield et al.\(2012\)](#)^{※5}の海水準変動曲線との相関方法（ピーク位置の割り当て方）が変わっている。

相関方法を変えることにより、当該区間の堆積速度が変わり、Channell et al.(2010)および Head and Gibbard(2015)と非常に近い MBB(772.9ka)が得られ、GSSP 提案申請書に用いたと考えられる。

※5 Elderfield et al.(2012) : Elderfield et al. Science 337 (6095), 704-709.

(Evolution of Ocean Temperature and Ice Volume Through the Mid-Pleistocene Climate Transition)

なお、Suganuma et al.(2018)が示す極性遷移帯の範囲は Okada et al.(2017)論文定義の 0.25m~1.95m と同じであり、論文中における極性遷移帯の期間は $1.75(\text{m}) \div 0.89(\text{m/kyr}) \div 1.9(\text{kyr})$ 、すなわち 1900 年とされている。

前ページの Suganuma et al.(2018) Fig.6 を見ると、削除された 6.2~9.6m の殆どの範囲の堆積速度は 0.89m/kyr であり、Okada et al.(2017)の 2.60m/kyr とは大きく異なる。削除された区間を期間に換算すると $3.5(\text{m}) \div 0.89(\text{m/kyr}) \div 3.9(\text{kyr})$ 、つまり約 3900 年分の削除に相当する。Okada et al.(2017)では、約 1300 年分の期間に相当していた。

これならば、Channell et al.(2010)と同じ条件に照らし合わせた 3 ページ前の約 8100 年の極性遷移帯から差し引いても約 4200 年となり、MBB は約 771.5ka となる。仮に 1 次審査で Okada et al.(2017)と Channell et al.(2010)の定義が異なる点を指摘され、極性遷移帯の範囲を修正したとしても、MBB は Channell et al.(2010)と近い年代になり、かつ Head and Gibbard(2015) Table 1 が示す 770~787ka の期間内に収まる。

実際の Suganuma et al.(2018)および GSSP 提案申請書では、Okada et al.(2017)の 0.25m~1.95m の範囲を極性遷移帯としており、期間は 1900 年であるとしている。また、MBB が 772.9ka であるとして Channell et al.(2010)の 773.1ka に非常に近い値とされており、かつ Head and Gibbard(2015)が採用した MBB 773ka とともに近い。

・前ページ図中の「捏造を疑う箇所※6」について

Suganuma et al.(2018)では Elderfield et al.(2012)と酸素同位体比グラフの相関方法を Okada et al.(2017)から変更した為に、約 764~769ka の間に大きなデータの欠落期間が生じた。この欠落期間付近には、GSSP 候補を競ったイタリアの候補地においても審査の段階で欠落期間があったことは前回文書で述べた通りである。

そこで欠落期間を埋めて GSSP 審査をイタリアよりも優位に進めるために、前回文書で述べた通りの酸素同位体比データの捏造を疑う行為が行われたものと本協議会は考える。

なお酸素同位体比グラフの相関方法を変更すること自体は、各論文著者の解釈の違いによるものであるため不正行為ではない事に留意頂きたい。

これまでに述べた内容をまとめると、千葉セクションにおける古地磁気の逆転境界である MBB を、以下の 2 段階のプロセスを経ることにより、Channell et al.(2010)および Head and Gibbard(2015)が採用した MBB(773ka)に限りなく近い MBB(772.9ka)を創り出し、審査を優位に進めたと本協議会は考える。

第 1 段階：3.5m 分の古地磁気データの重複がある様に見せるため、Okada et al.(2017)において 3 試料を削除したグラフを作成（改ざんの疑い）

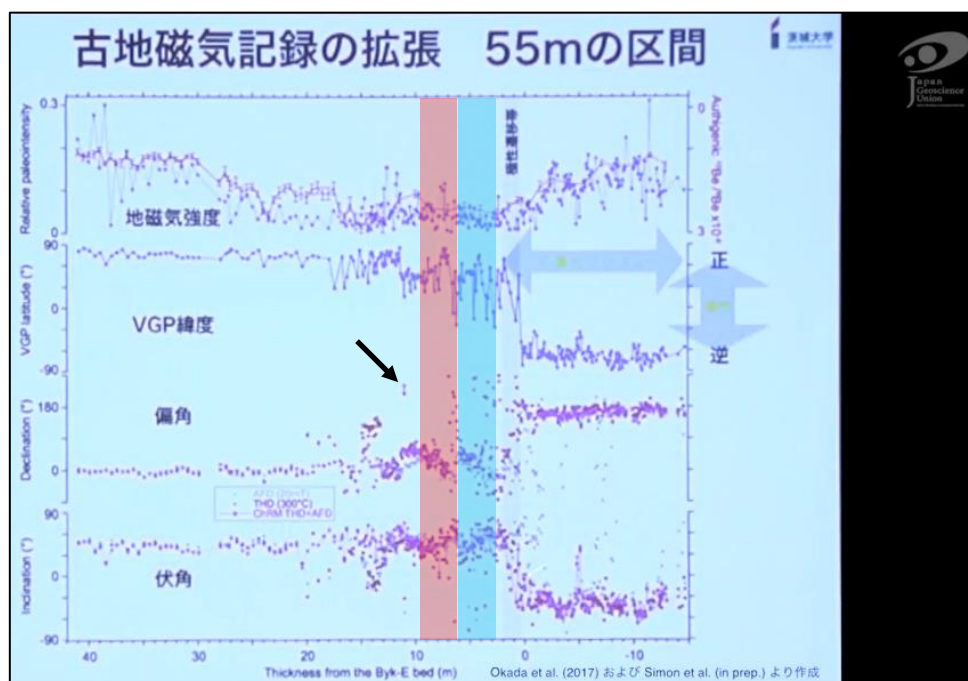
第 2 段階：Suganuma et al.(2018)と後続の論文および GSSP 提案申請書では、Okada et al.(2017)の 3.5m 分の重複を根拠の一つにデータを削除し、当該箇所の堆積速度を変えたグラフを作成。MBB を既存の文献に近づける。また堆積速度を変えたために酸素同位体比グラフに大きな欠落期間が生じ、これの穴埋めのため

にデータを捏造した疑いがある。

Okada et al.(2017) Fig.2 を見ると、この 3.5m 分の重複については相当する箇所に Byk-A 火山灰層とスコリア（多孔質で暗色を示す火山噴出物）層が分布している。これら火山灰層－火山噴出物が同一のものであるという事が Suganuma et al.(2018)以降の GSSP 申請グループの見解であり、3.5m 分を削除した根拠の一つである。GSSP 申請グループが主張する様に、本当に 3.5m 分の重複（Byk-A 火山灰層とスコリア層が同一のもの）が現地で確認できるのかどうかは今後現地調査で検証する必要があると考えるが、いずれにしても不都合なデータを削除したグラフの作成は研究活動において許される行為ではない。

なお、これら 3 試料のデータは 3.5m 分を削除した後に執筆された [Simon et al.\(2019\)](#) では用いられていることから、実在するデータであると考えられる。

これまでに「3.5m 分の重複があると見せかけるために 3 試料のデータを削除した不正行為の疑いがある。3.5m 分を削除することにより、Channell et al.(2010)および Head and Gibbard(2015)に近い MBB の年代が創出され、GSSP 審査を有利に進めようとしたための改ざん行為であると考えられる。」という点を述べたが、3 試料中 1 試料のデータ（下図の黒い矢印）は GSSP 申請グループが「重複している」としている赤と青のレイヤー範囲には含まれていない。しかし、これにも削除（改ざん）する理由があると本協議会は考えている。これよりその根拠を述べる。



Youtube『日本地球惑星科学連合 2018 年大会 地球・惑星科学トップセミナー：岡田誠先生「チバニアンと地磁気逆転」』

(<https://www.youtube.com/watch?app=desktop&v=GL6oBXWn2rEl>) (32：24～33：13) より

・赤と青のレイヤー、黒の矢印は加筆、このグラフでは 3 試料が削除されていない

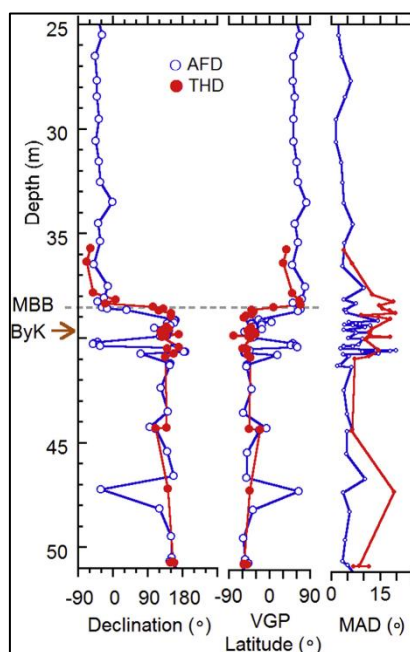
GSSP 申請グループが「重複している」とした赤と青のレイヤーの範囲に含まれていない
 1 試料は前ページ図の黒い矢印で示した箇所である（高さは 11.1m）。Okada et al.(2017) Fig.6 では削除（改ざんの疑い）されたこのデータは地磁気強度・VGP 緯度・伏角に大きな変化はないが、偏角が突出しており前後のデータに比べて不安定である。

Okada et al.(2017)が発表される 2 年ほど前に、この調査地から 50m ほど離れた場所でボーリング調査が行われ、Hyodo et al.(2016)^{※7}に古地磁気データが報告されている。

※7 Hyodo et al.(2016) : Hyodo et al. Quaternary International 397,16-26.

(High resolution stratigraphy across the early-middle Pleistocene boundary from a core of the Kokumoto Formation at Tabuchi, Chiba Prefecture, Japan)

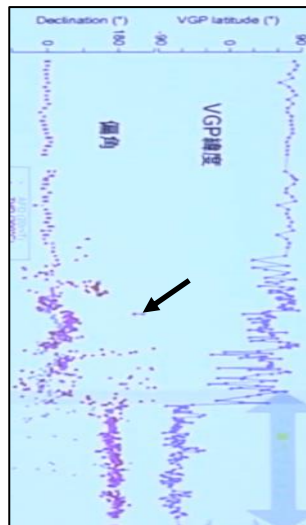
Hyodo et al.(2016) Fig.7



左のグラフが偏角、中央のグラフが VGP 緯度、右のグラフが MAD（偏差）を示す。

上図が Hyodo et al.(2016) Fig.7 である。左の偏角(Declination)グラフと中央の VGP 緯度(Latitude)グラフが概ね左右対称に分布していることが読み取れる。

前ページの「古地磁気記録の拡張 55m の区間」グラフを Hyodo et al.(2016) Fig.7 と同じように表現すると次ページの図のようになる。



Hyodo et al.(2016) Fig.7 と同様に概ね左右対称であるが、Okada et al.(2017) Fig.6 で削除された黒い矢印が示す 1 点は明らかに左右対称ではない。先行する Hyodo et al.(2016)のボーリング試料から得られた傾向から大きく異なるが為に削除したものと考えられる。

【まとめ】

これまでに述べた古地磁気の変遷をまとめると以下の通りである。千葉セクションの古地磁気データは、新たな論文が執筆される度に Channell et al.(2010)および Head and Gibbard(2015)が採用した MBB(773Ma)に近づいていることが伺える。

千葉セクションに関する論文名および図	MBB(ka)	極性遷移帯の 期間(年)
Suganuma et al.(2015) ^{※8}	770.2±7.3 (論文定義)	3100 (論文定義)
Okada et al.(2017)データ表から本協議会が作図し Channell et al.(2010)定義に当てはめたグラフ	769 (本協議会算出)	8100 (本協議会算出)
上記から 3 試料分のデータが削除された (改ざんの 疑い) Okada et al.(2017) Fig.6 および Fig.9b	771.7 (論文定義)	2800 (論文定義)
上記 Okada et al.(2017)から 3.5m 分のデータが 削除された Suganuma et al.(2018)と後続の論文 および GSSP 提案申請書	772.9 (論文定義)	1900 (論文定義)
海外の論文	MBB(ka)	極性遷移帯の 期間(年)
Channell et al.(2010)	773.1	2900～6200
Head and Gibbard(2015)	773	-

※8 Suganuma et al.(2015)は本協議会が発表対象とする論文ではないが、GSSP 申請グループが千葉セクションで測定した古地磁気データが初めて掲載された論文である。

【各研究機関の予備調査委員会の問題点】

GSSP 申請グループが所属する情報・システム研究機構（国立極地研究所）および茨城大学は、これまでに述べた改ざんの疑いも含め、予備調査において共に「結論に影響を及ぼすものではないから不正行為ではない」として本調査を不要とし、調査を打ち切っている。

しかし、本協議会がこれまでに述べた古地磁気データに関する改ざんの疑いは、MBB という GSSP 決定の要因になる重要な結論に影響を及ぼし得るものである。

両機関の予備調査委員会の調査報告書を読むと Channell et al.(2010)、Head and Gibbard(2015)をはじめとする引用文献にまで遡って確認調査をしておらず、調査不足であると言わざるを得ない。そもそも両機関ともに予備調査委員会をたったの 1 度しか開催しておらず、時間的制約からその中で詳しく調査を行う事自体に無理がある。また、予備調査委員会は全員匿名であり、とりわけ茨城大学は予備調査委員の「専門的見地」を謳っているにも関わらず氏名を記載していない。本当に地質学・層序学・地球科学の専門家が予備調査を実施したのか疑わざるを得ず、「責任ある研究活動」に基づく予備調査とは言い難い。

2014 年 4 月 9 日の STAP 細胞記者会見において、著者は「この間違いによって、論文の結論に影響がないことと、何よりも実験は確実に行われておりデータが存在することから、私は決して悪意をもってこの論文を仕上げた訳ではないという事をご理解いただきたく存じます。(<https://www.youtube.com/watch?v=Tcnepq7SDVw> より) 」と述べているが、理化学研究所が設置した調査委員会は結果的に「NO」を突き付けた。著者による不服申し立てに対して、調査委員会の審査結果は「良好な結果を示すデータが存在しないにもかかわらず、変更や省略を行うことによって、良好な結果を示す架空のデータを作出したり、研究活動によって得られた結果等を虚偽のものに加工するような事例は、研究不正の典型例であるが、良好な結果を示すデータがあったとしても、操作や変更等という加工により、**Figure 1i** が真正でないものとなった場合には、改ざんの範疇にあることとなることはいうまでもない。」として、理化学研究所の規定と文部科学省の定義に忠実な解釈に基づく判断を下した。

翻って、情報・システム研究機構（国立極地研究所）および茨城大学の予備調査委員会は、この STAP 細胞論文著者の発言と同様に「論文の結論に影響がないこと」を理由に「不正行為ではない」との判断を下しているが、これは理化学研究所の調査委員会とは真逆である。

さらに、情報・システム研究機構（国立極地研究所）は「告発は、すでに掲載された論文の内容に対する疑義であることから、当機構で調査すべき事案ではなく、該当学術雑誌の編集委員会の責任において行われるべきものとする」として、調査を拒否している。

これらは STAP 細胞問題から 6 年が経過した 2020 年時点での出来事であるが、この件を見る限り、日本の研究公正システムは前進するどころかむしろ後退の一途を辿っているとも受け止められ、両機関の予備調査結果と議事の内容は今後も検証される必要があろうと本協議会は考える。

また、各段階の審査で用いられた実際の GSSP 提案申請書は現在もお非公開であるが

茨城大学は「GSSP の提案申請書が公開されました」と Suganuma et al.(2021)が公開された事をホームページ上で述べている。

国立極地研究所においても全く同じ文章で同日に紹介されている。



茨城大学ホームページより抜粋(<https://www.ibaraki.ac.jp/news/2021/02/02011088.html>)

しかし、この公開された Suganuma et al.(2021)は、「提案申請書」ではなく「GSSP 公式論文」と呼ぶべきものである。3 次審査を実施した国際層序委員会(ICS)による国際年代層序表の更新履歴(ChangeLog)をみると、GSSP の最終審査は 2020 年 1 月 15 日に批准され終了している。GSSP の決定は日本国内では翌々日の 1 月 17 日に国立極地研究所における申請グループの記者会見で初めて公にされているが、Suganuma et al.(2021)は 2020 年 2 月以降に発表された論文も引用文献として用いられている。この事実からも、時系列を踏まえると「GSSP 提案申請書」ではなく「GSSP 公式論文」と呼ぶ方が相応しい。

論文の内容を確認せずに教職員や学生、さらには一般市民に誤解を与える様な表現を行うのは、教育と学術研究を担う機関として相応しい行為とは言えない。なぜ国立極地研究所と茨城大学がこの様な表現を行ったのかについては、添付資料 2 (本協議会ホームページの記事：<https://www.paleokantogeo.org/post-3286/>)で見解を述べているので参照されたい。

実際には、各審査で用いられた提案申請書と審査内容は現在もなお非公開とされている。

【日本学術会議への再度の提案・要望】

[Retraction Watch](#) によれば、世界における論文撤回数ランキングの上位 10 名中 4 名は日本人である。世界一もまた日本人である。

昨今、またしても 140 筆に迫る論文に不正があるとの報道がなされ、再びランキングの上位 10 名中 5 名が日本人になるかという瀬戸際が日本の学術界の現状である。国際的な信用失墜を免れることはもはや不可能であり、日本に対する不信感が学術界のみに留まらず、民間企業の輸出品や国外に提供するサービスの評価に影響することが懸念され、国内においては技術立国日本としての自信と誇りが失われる事が危惧される。

この結果は、学術界が自ら研究不正を監視する眼を育成して来なかったところが大きい。そもそも研究不正の調査を身内が行えば、どこの国・研究機関でも調査が甘くなり、告発の無視、もみ消し、証拠の隠滅が行われる可能性があることは当然である。

この問題については貴会も既に承知の通りである。平成 17 年 7 月 21 日に貴会の「学術と社会常置委員会」が発表した報告書「科学におけるミスマコンダクトの現状と対策 科学者コミュニティの自律に向けて」（<http://www.sci.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-19-t1031-8.pdf>）の 32～33 ページ「5. まとめと提言」によれば、『ミスマコンダクト審理裁定のための独立した機関を日本学術会議内に（あるいはそれに近接して）早い時期に設置することを検討すべきである。』と報告されている。提言から 16 年が経過するが、前述の Retraction Watch による不名誉な事実もあり、早急な設置が望まれるところである。課題・問題を数多く抱えている貴会ではあると思われるが、これは最優先で取り組むべき課題であると本協議会は考え、再度提案する。

また、「[研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン](#)（平成 26 年 8 月 26 日 文部科学大臣決定）」の第 3 節「3-2 告発の取扱い」②によれば、特定不正行為の告発は原則として顕名によるものとされている。「4-2 告発に対する調査体制・方法」によると被告発機関による予備調査を経て、外部有識者を半数以上交えた本調査がなされる場合は本調査委員も全員顕名によるものとされている。しかし、今回のケースの様に被告発機関の研究者のみで構成される予備調査委員会は全員匿名である。そして、予備調査委員会が必要と判断しない限り、本調査が実施されることはない。告発者と本調査委員会には顕名を求めおきながら、予備調査委員会のみ匿名であることは科学倫理上フェアではないため、予備調査委員会も原則として顕名とすることを提案する。

これまでに述べた点も踏まえ、貴会においては日本の研究公正システムの現状と限界を再度認識して頂くとともに、不正監視の眼を養う政策提言を実施して頂き、国際的な信用の回復に努めて頂きたく存じます。

ご多用のところ誠に恐縮ではございますが、ご回答賜りたく、お願い申し上げます。

以上